

令和6年7月19日

保護者様

県立長田商業高等学校
校長 松本 秀孝

熱中症特別警戒アラート発表時の対応について

小暑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度より気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するために、気候変動適応法が改正され、これまでの「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」に加え、「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が創設され、法定化されました。

つきましては、「熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合」とされる、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された場合の学校対応については下記のようにいたします。

なにとぞ、ご理解いただきますようによろしく願いいたします。

記

1. 兵庫県に熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）発表の場合

◇午後4時以前の教育活動は中止します

- ① 01限の授業は取りやめます
- ② 02限以降は通常授業です
- ③ 販売実習等についても午後4時以前の活動は取りやめになります

2. 猛暑期間の生徒登校について（9月30日まで）

警戒情報の発表に係わらず、生徒は午後3時以降に登校すること
（午後3時より早い登校は禁止）

3. その他

熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された場合学校ホームページに掲載いたしますので、確認してください。

[環境省熱中症予防情報サイト - 熱中症警戒アラート \(env.go.jp\)](https://env.go.jp)

[環境省熱中症予防情報サイト 暑さ指数 \(env.go.jp\)](https://env.go.jp)

